

第6章 適正な収集・運搬体制の整備

[決算額]

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ集積所の美化	4,608	6,849	5,067	3,825	4,810
清掃指導業務	2,266	2,287	2,112	2,021	1,834

*令和5年度は、見込み額。

*事業予算科目「清掃指導業務」には、浄化槽維持管理指導の予算も含まれている。

上記決算額は、清掃指導業務の決算額から浄化槽維持管理指導の決算額を差し引いた、適正な収集・運搬体制の整備に係る決算額である。

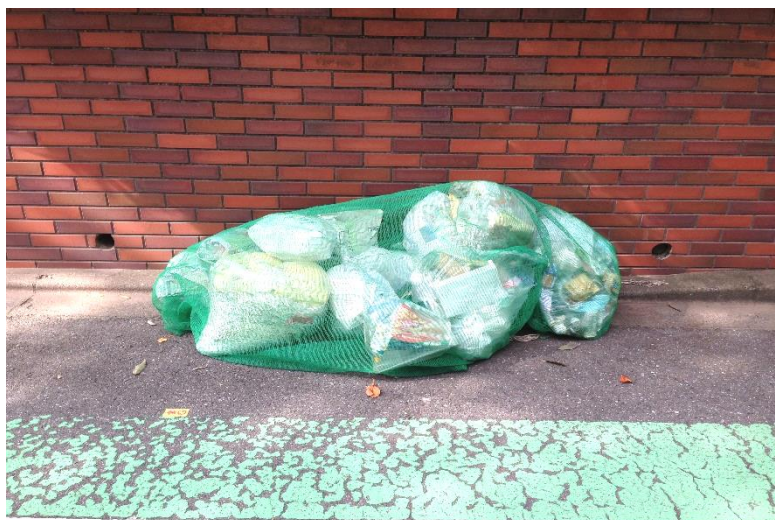
1 資源・ごみ集積所の環境改善

資源・ごみ集積所の美化や新設等に関する区民からの相談に対応し、資源・ごみ集積所の調査、カラスの被害防止のためのネット配付や容器出しの依頼、集合住宅の集積所確保の指導等を行い、資源・ごみ集積所の環境改善を図っています。

[ごみ散乱防止ネット助成枚数]

(単位：枚)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2,668	2,528	1,883	1,949	1,937



ごみ散乱防止ネットを使用したごみの排出の様子

2 清掃指導業務

(1) 資源・ごみ集積所等における排出指導「ふれあい指導」

清掃事務所ではごみの適正排出を進めるために、重点地区や資源・ごみが適正に分別されていない資源・ごみ集積所の利用者、有料ごみ処理券を適正に貼付していない排出事業者、その他収集日以外に排出した者に対する指導や区民からの相談への対応等について、区民・事業者との対話を基本とした「ふれあい指導」により取り組んでいます。

[令和5年度の「ふれあい指導」の件数]

(単位：件)

資源・ごみが適正に分別されていない集積所の利用者への指導	3,362
有料ごみ処理券を適正に貼付していない排出事業者への指導	1,493
収集日以外に排出した者に対する指導	7,036
普及啓発活動等	4,594
その他（カラス被害・多量排出など）	21,652
合 計	38,137



「ふれあい指導」の様子

(2) 不法投棄対策

不法投棄防止のため、看板の設置等を行い、住民への協力依頼、適正排出の徹底を図っています。

(3) マニフェスト（一般廃棄物管理票）制度

区長が指定する処理施設（東京二十三区清掃一部事務組合が所有・管理する清掃工場等、東京都の埋立処分場）にごみを持ち込む場合、事業系一般廃棄物を1日平均100kg以上排出する事業者又は事業系一般廃棄物を臨時に排出する事業者には、一般廃棄物管理票（マニフェスト）を使用することを義務づけています。

(4) 事業用大規模建築物への排出指導

条例上の事業者の減量義務として、事業用大規模建築物の所有者等に対し、廃棄物管理責任者の設置や廃棄量の減量のための再利用に関する計画書を毎年度提出することなどを求めています。

平成 29 年度以前の統計によると、人口の増加にもかかわらず家庭ごみが減少しているのに対し、事業系ごみ（持込ごみ）は増加傾向にあります。そのため、さらなる減量策として、平成 30 年 4 月より、事業用大規模建築物としての床面積の基準をこれまでの 3,000 m²以上から 1,000 m²以上へと引き下げ、指導対象範囲を拡大（約 350 件→約 850 件）しました。

これらの事業用大規模建築物へは、職員による定期的な立入調査を実施し、ごみ減量に向けた指導や助言を行っています。

また、立入調査については、内容をより強化させるため、令和 6 年度から民間の専門アドバイザーへの業務委託を予定しています。アドバイザーが同行し、専門的な助言を行うことで、事業者に対するごみ減量へのさらなる啓発効果が期待できます。

そのほか、事業者の自主的な行動促進を目的として、廃棄物管理責任者講習会を毎年開催しています。令和 5 年度は、全廃棄物管理責任者を対象とし、事業系廃棄物の基礎知識、廃棄物管理責任者の役割、減量・リサイクルに役立つ知識やノウハウの紹介、優良事業者が実施している具体的な事例の紹介などをテーマとし、オンラインで実施しました。

[延べ床面積 3,000 m²以上（事業用は 1,000 m²以上）の大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置届受理件数]

(単位：件)

年度 清掃 事務所	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
世田谷	11	8	15	7	18
玉 川	3	7	16	13	9
砧	6	8	11	13	6
合 計	20	23	42	33	33

*平成 30 年度より、事業用大規模建築物の基準を延床面積 3,000 m²以上から 1,000 m²以上に変更

[延べ床面積 3,000 m²未満の建築物の廃棄物保管場所等の計画書受理件数]

(単位：件)

年度 清掃 事務所	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
世田谷	339	281	331	363	314
玉 川	94	179	169	171	145
砧	130	89	163	212	222
合 計	563	549	663	746	681

3 一般廃棄物処理業の許可及び指導

一般廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行う者に許可を与えるとともに、適正な処理を確保するために必要な指導を行っています。

なお、許可に関する手続き上の事務については、平成25年度より23区の管理執行事務として、東京二十三区清掃協議会が行っています。

(1) 許可の状況

[区内の一般廃棄物処理業者数] (単位：者)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
275	273	274	272	273

*各年度末現在。

[区内の一般廃棄物処理業者数 (ごみ種別)] (単位：者)

普通ごみ	道路・公園ごみ	しき・ふさ	汚泥	動物死体	医療廃棄物	廃家電
125	154	5	45	5	4	42

(2) 申請手続数

(単位：件)

新規許可	更新許可	変更許可	再交付
1	156	2	1

(3) 指導の件数

(単位：件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	1	3	2	3

4 浄化槽維持管理指導

浄化槽管理者や浄化槽清掃業者への指導、下水道未普及区域の浄化槽清掃経費助成等を行っています。

[決算額]

(単位：千円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
155	22	22	155	179

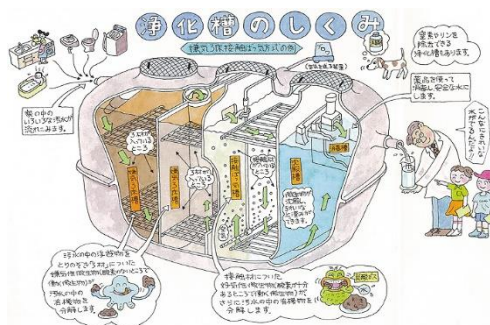
*令和5年度は、見込み額。

*上記は、補助金及び浄化槽管理士講習会受講料の合計額。

*令和2・3年度は、浄化槽管理士講習会未受講。

(1) 浄化槽の維持管理に関する指導及びPR

浄化槽法に定める管理者の義務及び清掃・保守点検等の必要性を周知し、適正な維持管理を確保するため、リーフレットを作成し、浄化槽管理者全員に隔年ごとに送付しています。



[実績] 区内浄化槽設置基数

(単位：基)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
416	354	324	317	292

(2) 浄化槽清掃業者への許可・指導

浄化槽清掃業者は、浄化槽法に基づく清掃業の許可の他に、浄化槽汚泥の収集運搬を行うための一般廃棄物収集運搬業の許可を併せ持つことが必要です。

許可に関する手続き上の事務については、平成25年度より23区の管理執行事務として、東京二十三区清掃協議会が行っています。

[区内の浄化槽清掃業者数]

(単位：者)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
45	44	44	44	44

*各年度末現在。

(3) 浄化槽設置者への清掃経費助成

下水道未普及地域の居住用建築物に設置されている浄化槽に対し、清掃に要する費用のうち収集及び運搬の経費相当額を、申請に基づき助成しています。

[実績] 助成対象浄化槽基数

(単位：基)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2	2	2	2	2

[助成額] 容量1.9³m (平均値) の場合 10,000円